

**目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例
改正骨子案（基本的考え方）についての
パブリックコメント実施結果**

令和2年1月

目 黒 区

目次

第1	パブリックコメントの実施結果について	1
1	パブリックコメントの概要について	1
(1)	実施期間	1
(2)	周知方法	1
第2	パブリックコメントの内容と検討結果について	2
1	パブリックコメントの集計結果	2
2	パブリックコメントの検討結果一覧	2
3	パブリックコメントの内容と検討結果	3

第1 パブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要について

目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例の改正に当たり、令和元年10月15日から令和元年11月15日まで条例改正骨子案（基本的考え方）についてご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

お寄せいただいたご意見については、できるだけ条例改正に反映できるよう努めました。この冊子は、お寄せいただいたご意見と、それに対する検討結果をまとめたものです。

また、長文にわたるものや多岐にわたるものについては、趣旨を損なわない範囲で一部省略、要約又は分割している場合があります。

なお、同様の意見を一つにまとめている場合があるため、提出者数と分野別意見数等の合計数は一致していません。

(1) 実施期間

令和元年10月15日～令和元年11月15日

(2) 周知方法

ア めぐる区報（10月15日号）

イ 目黒区ホームページ

ウ 周知用チラシ（配布場所は以下のとおり）

目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・4階人権政策課、地区サービス事務所（東部地区除く）、住区センター、区立図書館、中目黒スクエア8階男女平等・共同参画センター

第2 パブリックコメントの内容と検討結果について

1 パブリックコメントの集計結果

【提出者数】

区分	書面	FAX	メール	計
個人	1	1	10	12
団体	1	0	3	4
議会	1	0	2	3
計	3	1	15	19

2 パブリックコメントの検討結果一覧

対応区分	内容	件数	割合
1	意見の趣旨を踏まえて改正条例案に反映します。	1	2.6%
2	意見の趣旨は改正条例骨子案で取り上げており、趣旨に沿って改正条例案に反映します。	3	7.9%
3	意見の趣旨は改正条例案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	22	57.9%
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	8	21.1%
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	1	2.6%
6	その他	3	7.9%
	計	38	100%

3 パブリックコメントの内容と検討結果

<表の見方>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）

整理番号／枝番
同一の個人・団体から複数意見があった場合は、枝番を付しています（長文等により分割した場合を含む）。

意見内容（要旨）
いただいたご意見の内容です。長文や内容が多岐にわたるものは、趣旨を損なわない範囲で一部省略、要約又は分割している場合があります。

対応区分 検討結果一覧参照。

検討結果（対応等）
ご意見に対する区の考え方・対応策などの検討結果を記載しています。

種別 書面、FAX、メールの別（集計結果参照）。

区分（提出者） 個人、団体、議会の別（集計結果参照）。

担当所管 主な所管課名を記載しています。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
1	1	個人	メール	<p>区内で同性パートナーと居住している。互いの親族にも関係性を公表しており、パートナーとの関係は婚姻関係と同様であるが、司法上の婚姻ではないことから、以下の不都合が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票等を取得する際、委任状がないと取得できない ・生命保険の保険金受取人をパートナーにしているが、家族ではないため、年末調整が適用されない ・どちらかが入院した際にパートナーが家族として扱われない ・親族としての遺産相続が適用されない ・どちらかが妊娠・出産して子どもを育てたいが、医療機関で精子提供を受けられない ・勤務先の会社で、家族であれば受けられる福利厚生が受けられない ・航空会社のマイルシェアをするためには、同性パートナーとしての証明が必要だが、区が同性パートナーシップ制度を実施していないため、適用されない <p>性的少数者であるために受ける不都合は、せめて同性パートナーシップ制度を導入することで緩和していただきたい。最終的に求めているのは婚姻だが、それは司法の問題であると理解している。</p> <p>【同内容の意見 他1件】</p>	人権政策課	3	<p>この度の条例改正は、「性の多様性の尊重」の理念を条例に盛り込むことで、更なる理解促進を図るとともに、性的指向及び性自認に起因する様々な困難等の解消に向けた具体的な取組につなげることを趣旨としております。</p> <p>ご意見の同性パートナーシップ制度につきましては、困難等の解消に向けた一方策ではありますが、区民の間でも様々な意見があり、区民の理解を得ながら検討することが必要な課題と考えております。現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、ご意見の趣旨を参考として、困難等の解消に向けた具体的な取組について広く検討して参ります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
2	1	個人	F A X	条例には男女という用語が多いが、自分は男でも女でもないと感じる人々がいるため、条文の男女という用語を減らし、「区民」に置き換えるよう提言する。	人権政策課	4	今日でも、男女格差の是正など、男女間の課題は依然として存在しており、男女という文言によって課題を明らかにする必要があると考えております。
2	2	個人	F A X	先日、区民と区長のまちづくり懇談会に参加したが、会場後方に待機する区の幹部職員のほとんどが男性であり、区の幹部職員に女性が少ないことを象徴しているのではないかと。区民に一番身近な目黒区が率先して女性職員の地位向上を図るよう提言する。例えば、男性職員に育児休暇の取得を義務付けることや、上級職を目指す女性職員に受験のための特別休暇を与えるなど、男女平等、性の多様性の視点を施策に反映させてほしい。	人権政策課 人事課	3	区の女性職員の活躍推進や、男性の育児休暇取得促進に向けては、「目黒区女性職員活躍推進計画」及び「目黒区特定事業主行動計画」において目標を定め、現在様々な取組を進めており、ご意見も参考に、今後も更なる取組を進めて参ります。
3	1	個人	メール	本条例の不十分な点として、掲げている内容の義務付けを行っていない点があると考えている。社会のあらゆる分野における男女格差をなくすことが目的であるならば、まず区議会議員の男女数を同じにすべきである。フランスでは、法律により男女がほぼ同数になっている。同様の仕組みを導入することが有効である。国会や自治体で平等が実現されれば、企業や家庭内での考え方や偏見も改善され、社会全体の意識改善につながると思う。さらに、他国をリードする勢いで飛躍するようなビジョンと実行プランを掲げてほしい。	人権政策課	4	本区の条例では、義務付け等による推進ではなく、目指すべき社会づくりの「基本理念」を掲げ、その実現を目指し、区が行う推進施策や、区民及び事業者の取組を通して、理解促進を図りながら推進するという構成としており、引き続き現在の構成は維持したいと考えます。この度の条例改正は、「性の多様性の尊重」の理念を条例に盛り込むことを趣旨としておりますが、男女格差等の問題も依然として存在しており、区としてできる取組を進め、格差の解消に向けて努めます。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
4	1	個人	メール	<p>多様な性のあり方の尊重を前面に出した内容と、それに対応した条例の名称変更であり、ジェンダー平等の先進自治体である目黒区にふさわしいと思う。</p> <p>一方で、多様な性のあり方が尊重された地域社会であるためには、法律上（戸籍上）の同性カップルが異性の法律婚や事実婚と等しく扱われ、尊重されることが不可欠である。同性カップルは住宅の賃貸や購入、病院での付き添い、地域活動への参加などにおいて、様々な困難を抱えている。</p> <p>このような困難を解消し、多様な性のあり方が尊重された地域社会を実現するための重要な施策として、同性パートナーシップ制度を目黒区でも導入することが急務である。この制度の導入により自治体が同性カップルの存在を承認することで、差別意識解消への啓発効果や同性カップルの自己肯定感の回復につながる。</p> <p>渋谷区や世田谷区では同制度を導入済みであり、隣接する目黒区ではそれがいないために同性カップル等は心細く不安定な状況に置かれている。これらの人達が自分らしくいきいきと地域社会に参画することができれば、目黒区の豊かさや活力向上につながる。</p> <p>そのため、同性パートナーシップ制度の導入を改正内容に盛り込むことを提案する。</p>	人権政策課	3	<p>この度の条例改正は、「性の多様性の尊重」の理念を条例に盛り込むことで、更なる理解促進を図るとともに、性的指向及び性自認に起因する様々な困難等の解消に向けた具体的な取組につなげることを趣旨としております。</p> <p>ご意見の同性パートナーシップ制度につきましては、困難等の解消に向けた一方策ではありますが、区民の間でも様々な意見があり、区民の理解を得ながら検討することが必要な課題と考えております。現在、性的指向及び性自認に関する指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、ご意見の趣旨を参考として、困難さ等の解消に向けた具体的な取組について広く検討して参ります。</p>
5	1	個人	メール	<p>男女平等・共同参画審議会委員の選定基準を明確化し、会長・副会長については審議会を代表する立場であるため、氏名を公表することを明記すべきではないか。</p>	人権政策課	6	<p>本条例における規定はありませんが、男女平等・共同参画審議会委員については、区が定める附属機関等の構成員及び選出方法の基準に基づき選出しております。また、男女平等・共同参画審議会委員の全ての委員の氏名及び役職（会長・副会長）を目黒区公式ホームページ等で公表しております。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
6	1	個人	メール	某国で結婚した同性パートナーがおり、目黒区で同居している。某国に行けば正式な家族として扱われるが、日本では他人である。一番の不安は、どちらかが病院に運ばれた際に、側にいられるかという点である。同性パートナーシップ条例が全国で増えていく中、目黒区に問い合わせても予定はないという返答のみで見放された気持ちになった。同性カップルがパートナーを守るための権利を守ってもらえるような条例を希望する。	人権政策課	3	この度の条例改正は、「性の多様性の尊重」の理念を条例に盛り込むことで、更なる理解促進を図るとともに、性的指向及び性自認に起因する様々な困難等の解消に向けた具体的な取組につなげることを趣旨としております。 ご意見の同性パートナーシップ制度につきましては、困難等の解消に向けた一方策ではありますが、区民の間でも様々な意見があり、区民の理解を得ながら検討することが必要な課題と考えております。現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、ご意見の趣旨を参考として、困難等の解消に向けた具体的な取組について広く検討して参ります。
7	1	個人	紙	今回の条例改正を嬉しく思う。区や行政が率先して取り組むことで、当事者が長い間感じてきた生きづらさや差別意識が取り除かれることに期待している。基本理念にある「個人の人権の尊重」、「権利の保有」に基づき区が実施する推進施策は、あらゆる行政サービスや制度においてLGBTQ当事者が受けられていなかったものを受けられるようにし、差別的な取扱いを解消することだと思うが、同性カップルが家族として安心して暮らせるような施策も盛り込んでいただきたい。	人権政策課	3	この度の条例改正は、「性の多様性の尊重」の理念を条例に盛り込むことで、更なる理解促進を図るとともに、性的指向及び性自認に起因する様々な困難等の解消に向けた具体的な取組につなげることを趣旨としております。 現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、ご意見の趣旨を参考として、具体的な取組について広く検討して参ります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
8	1	個人	メール	現在、同性パートナーと生活している。目黒区には同性パートナーシップ制度がないことから、居住することを最後まで迷った。目黒区に問い合わせをしたところ現在は検討すらされていないとのことだった。目黒区は性的マイノリティに対して非常に排他的、無関心だという印象を受けている。目黒区の区民が性的マイノリティの存在を認識していないのは、区に制度がないからだと思う。パートナーシップ制度の導入を検討してほしい。	人権政策課	3	この度の条例改正は、「性の多様性の尊重」の理念を条例に盛り込むことで、更なる理解促進を図るとともに、性的指向及び性自認に起因する様々な困難等の解消に向けた具体的な取組につなげることを趣旨としております。 ご意見の同性パートナーシップ制度につきましては、困難等の解消に向けた一方策ではありますが、区民の間でも様々な意見があり、区民の理解を得ながら検討することが必要な課題と考えております。現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、ご意見の趣旨を参考として、困難等の解消に向けた具体的な取組について広く検討して参ります。
9	1	個人	メール	骨子案の趣旨を踏まえ、近隣の渋谷区、世田谷区同様、目黒区でも同性パートナーシップ条例の制定の一日も早い実現を希望する。13人にひとりがLGBTQといわれる昨今、特に悩んでいる子どもたちに希望ある未来を願う。	人権政策課	3	この度の条例改正は、「性の多様性の尊重」の理念を条例に盛り込むことで、更なる理解促進を図るとともに、性的指向及び性自認に起因する様々な困難等の解消に向けた具体的な取組につなげることを趣旨としております。 ご意見の同性パートナーシップ制度につきましては、困難等の解消に向けた一方策ではありますが、区民の間でも様々な意見があり、区民の理解を得ながら検討することが必要な課題と考えております。現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、ご意見の趣旨を参考として、困難等の解消に向けた具体的な取組について広く検討して参ります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
10	1	個人	メール	<p>特別区で差別禁止規定を持たない男女共同参画条例は目黒区と葛飾区とされているが、改善されるのか。</p> <p>住民の権利・義務にかかわる条例のパブリックコメントで規定案を示さずに意見を募集するのは、政策決定の透明性を著しく欠き、的確な意見を出すこともできない。世田谷区では規定案を全文公開している。目黒区も規定案を全文公開してほしい。</p> <p>【同内容の意見 他1件】</p>	人権政策課	4	<p>本区の条例では、義務付け等による推進ではなく、目指すべき社会づくりの「基本理念」を掲げ、その実現を目指し、区が行う推進施策や、区民及び事業者の取組を通して、理解促進を図りながら推進するという構成としており、引き続き現在の構成は維持したいと考えます。</p> <p>また、パブリックコメントは、本区が定める「目黒区パブリックコメント手続要綱」に沿って実施しており、条例の制定・改正等に際しては、「基本的な考え方」について行うこととしております。</p>
10	2	個人	メール	<p>同性パートナーシップを早急に導入いただきたい。以前メールをした際は、慎重な検討を要するとしか返答されず、何も進んでいない。同性パートナーシップを導入する自治体は増え続けている。目黒区の基本理念である人権の尊重がないがしろにされ、困っている区民がいることを忘れないでいただきたい。</p> <p>【同内容の意見 他1件】</p>	人権政策課	3	<p>この度の条例改正は、「性の多様性の尊重」の理念を条例に盛り込むことで、更なる理解促進を図るとともに、性的指向及び性自認に起因する様々な困難等の解消に向けた具体的な取組につなげることを趣旨としております。</p> <p>ご意見の同性パートナーシップ制度につきましては、困難等の解消に向けた一方策ではありますが、区民の間でも様々な意見があり、区民の理解を得ながら検討することが必要な課題と考えております。現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、ご意見の趣旨を参考として、困難等の解消に向けた具体的な取組について広く検討して参ります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
11	1	議会	メール	<p>条例改正骨子案に「性の多様性の尊重」の理念が盛り込まれたことについて評価する。</p> <p>条例の名称でその内容を分かりやすく表すために、「性の多様性を尊重する社会づくり」が加えられたが、名称が長すぎるように感じる。条例名称を変えることは難しいと思うが、区民が意識し親しみやすく、周知・啓発が推進できるような名称や取組を検討する必要があると考えるが如何か。</p>	人権政策課	4	<p>現行の条例の名称については、今までも広く周知を行い、多くの区民が親しんだものとなっていることから、現行の名称の形をできるだけ残しつつ、新たな課題について意識してもらうために、性の多様性の尊重を加えた形の名称としております。条例の周知・啓発に際しましては、ご意見の趣旨を踏まえ、より多くの区民が意識し、親しんでもらえるような手法について検討し、条例の理念の実現に向けて一層の推進を図って参ります。</p>
11	2	議会	メール	<p>実際に性的マイノリティーの方々の生きづらさを解消させるよう条例又は細則において具体的な施策を示すこと。</p>	人権政策課	2	<p>条例の理念を具体的な取組の実施につなげるために、区が行う推進施策の中に「性的指向及び性自認に起因する日常生活の困難さ等の解消に向けた施策」を加えております。現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、生きづらさの解消に向けた具体的な施策について広く検討して参ります。</p>
11	3	議会	メール	<p>「5つの基本理念」のもと、目黒区、事業者、区民（区内に住み、働き、学ぶすべての個人）が共に社会づくりを推進することを定めているが、目黒区への来訪者（日本人・外国人等）も含めることが必要であると考えているが、如何か。</p>	人権政策課	3	<p>条例で定める基本理念は、家庭生活や、就労の場、教育の場等に密接にかかわることから、区民の範囲について、居住者だけではなく、働き、学ぶ全ての個人を含むものとしておりますが、来訪者については、区域との継続的な関りが薄いため、範囲には含めておりません。区民は社会づくりの推進に主体的に努めることとしていることから、継続的なかわりが必要と考えますが、事業実施においての具体的な取組の中で、来訪者も含めて広く条例の理念を周知・啓発できるよう推進して参ります。</p>
11	4	議会	メール	<p>目黒区男女平等・共同参画審議会の委員に性的マイノリティーの方々を登用すること。</p>	人権政策課	3	<p>性の多様性に関する取組を進めていくためには、当事者の抱える困難さ等に関して知見を有する委員の意見が必要であると考えており、選出に当たって配慮して参ります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
11	5	議会	メール	性的マイノリティーの方々の悩みや相談に寄り添える体制づくりを実施すること。	人権政策課	3	職員一人ひとりが、性の多様性に関する理解を深め、区の事務事業の様々な場面で、性的指向及び性自認に起因する悩みや相談に寄り添えるよう、取組を進めていく必要があると考えております。現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、この指針も活用しながら、更なる理解促進を図り、悩みや相談に寄り添える体制作りに努めていきます。
12	1	団体	メール	<p>条例改正により性自認及び性的指向等を理由とする差別解消に向けた取組を評価する。</p> <p>現行条例で「男女」と限定的に記載されていた箇所を「すべての人」又は「性別等や性自認にかかわらず」とするなど、性自認に配慮された表現にしてほしい。「男女」に限定した表記は、男性と女性のみでの性別にとらわれており、それ以外の性自認の人が排除（差別）されているように感じるため。</p>	人権政策課	1	男女格差の是正等を目的とする内容については、従来どおり「男女」と明記することで課題を明らかにする必要があると考えますが、それ以外の内容につきましては、一部の人を排除しているという誤解のないように、ご意見を踏まえ、条例案の策定に当たって表現を工夫して参ります。
12	2	団体	メール	<p>近隣の渋谷区、世田谷区においては、同性パートナーシップが公的に承認されているが、目黒区では同性パートナーとの関係を証明するものがなく、不便を感じている。目黒区でもパートナーシップの公的承認に関する規定を条例に盛り込むことを検討願う。</p>	人権政策課	3	<p>この度の条例改正は、「性の多様性の尊重」の理念を条例に盛り込むことで、更なる理解促進を図るとともに、性的指向及び性自認に起因する様々な困難等の解消に向けた具体的な取組につなげることを趣旨としております。</p> <p>ご意見の同性パートナーシップ制度につきましては、困難等の解消に向けた一方策ではありますが、区民の間でも様々な意見があり、区民の理解を得ながら検討することが必要な課題と考えております。現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、ご意見の趣旨を参考として、困難等の解消に向けた具体的な取組について広く検討して参ります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
13	1	議会	紙	<p>我が会派では、平成31年第1回定例会において、性的指向及び性自認、いわゆるSOGI（ソジ）の多様性の理解促進が国際的に進む中、日本の社会での理解は進んでいるとは言えず、差別的言動などが社会問題となっていることを指摘し、性的指向及び性自認の問題は、全ての人の尊厳にかかわる問題であり、人権尊重社会を目指す目黒区として、多様性を尊重する社会への取組は急務であるとし、この取組の一層の推進のためには、「男女が平等に共同参画する社会づくり条例」を改正し、性的指向と性自認の多様性を尊重する社会に向けての理念をしっかりと定め、男女平等・共同参画と性の多様性尊重という双方の課題解決に向けて、先進自治体として一層の推進を図っていく必要があるとし、条例改正の提案を行った。</p> <p>どんな場面においても、性的指向及び性自認による差別を受けない目黒、誰もが自分らしくいきることのできる目黒の実現のため、様々な機会を捉えて取組が推進されるよう期待する。</p>	人権政策課	2	<p>ご指摘のとおり、性的指向及び性自認による差別等の解消は急務であると認識しております。</p> <p>この度の条例改正により、性の多様性に関する更なる理解促進を図るとともに、性的指向及び性自認に起因する様々な困難等の解消に向けた具体的な取組につなげて参りたいと存じます。現在、性的指向及び性自認に関する対応指針の策定を進めており、また、来年度は、男女平等・共同参画推進計画の改定も予定しておりますので、具体的な取組について広く検討し、様々な機会を捉えた一層の取組を推進して参ります。</p>
14	1	議会	メール	<p>区民の中にも性的マイノリティーへの差別解消を図るべきだという意識が強まり、区として性の多様性が尊重される社会の実現に向けた取組を施策として明確に位置付けるため、条例の改正に着手したことは評価できる。条例の改正だけでなく、実効ある施策に結実させるため、同性パートナーシップ制度を区としてつくること。</p>	人権政策課	3	<p>実効ある施策に結実させるため、区が行う推進施策の中に「性的指向及び性自認に起因する日常生活の困難さ等の解消に向けた施策」を加えております。</p> <p>ご意見の同性パートナーシップ制度につきましては、困難等の解消に向けた一方策ではありますが、区民の間でも様々な意見があり、区民の理解を得ながら検討することが必要な課題と考えております。現在進めている性的指向及び性自認に関する対応指針の策定や、来年度予定している男女平等・共同参画推進計画の改定において、困難さの解消に向けた具体的な取組を検討して参ります。</p>

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
14	2	議会	メール	「性の多様性の尊重」とともに、個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことが必要である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参加し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。一步進めて、こうした「多様性」の観点を条例の名称、あるいは前文、条文などに盛り込むこと。	人権政策課	4	本条例は、性を起因とする課題の解決を図ることで、全ての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現することを目指しており、この度の改正では、従来の「性別」に加え、「性的指向」及び「性自認」の視点を盛り込むものとしています。 条例においては、焦点を絞って課題を明確化することで、具体的な施策につなげていくことが必要と考えておりますので、あらゆる違いに基づく多様性を尊重し合える社会の実現につきましては、本区で実施する様々な人権施策の取組の中で進めて参ります。
14	3	議会	メール	男性の正社員に比べて、女性の正社員の賃金は約7割と大きな格差がある。また、女性の約6割がパートや派遣などの非正規労働者として働いており、正社員との不当な格差や差別が女性の低賃金、男女格差につながっている。こうした働く場での差別・格差解消を目指していくことを基本理念や推進施策の中に盛り込むこと。	人権政策課	3	働く場での差別や格差解消の趣旨は、現行の条例の基本理念や推進施策の中に盛り込んでおり、男女平等・共同参画推進計画（平成28度～令和2年度）では、中項目として「働く場における男女平等・共同参画の促進」を掲げております。今後も働く場での差別や格差解消を目指し、自治体のできる取組を進めて参ります。
14	4	議会	メール	同姓にするか別姓にするか、自分たちで決める選択的夫婦別姓を実現するためには民法や戸籍法などの改正が必要だが、区としても、このような差別的な条項を撤廃していく姿勢を条例の中で示すこと。	人権政策課	5	選択的夫婦別姓制度については、国民の間で様々な意見があり、広く国レベルにおいて議論されるべき課題と考えております。今後も国の議論や、司法の動向等を注視して参ります。
14	5	議会	メール	国連がセクハラ、性暴力、DVなどを「女性に対する暴力」と規定し、女性差別撤廃のための対策を抜本的に強化すべきだとしていることから、第10条（推進施策）の（4）「男女間及び家庭内のあらゆる暴力の根絶に向けた施策」を、「…性暴力、DV、虐待などあらゆる暴力…」とすること。	人権政策課	3	ご指摘の第10条第4号の規定につきましては、暴力が男女間に限らないことから、配偶者等の暴力の防止等に関する法律の定義等も参考として見直しを行う予定としております。女性に対する暴力につきましては、今後も未然防止・早期発見と被害者支援に向けて、適切に対応して参ります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
14	6	議会	メール	第10条（推進施策）の（6）の「セクシュアル・ハラスメントの根絶」について、現在は、マタニティーハラスメントやパワーハラスメントなど、男女平等共同参画に逆行する様々なハラスメントがあることから、「セクシュアル」に限定せず、「ハラスメント」とすること。	人権政策課	3	セクシュアル・ハラスメントは、人の尊厳を傷つけ、精神的苦痛を与える人権侵害であり、様々なハラスメントの中にあっても、条例で目指す社会づくりを阻害する特に大きな要因となり得ることから、推進施策の中に掲げております。条例第10条第12号において、条例で定める社会づくりを推進するために必要な施策を実施することとしておりますので、他のハラスメントにつきましても、社会状況も見据えながら、必要な取組を検討し、推進して参ります。
14	7	議会	メール	条例の改定などの場合には、男女平等・共同参画審議会への諮問と答申、パブリックコメントだけではなく、区民や女性団体、性的マイノリティーの当事者などの意見や要望を広く聞くための説明会や懇談会、シンポジウムなどを開くこと。また、男女平等・共同参画推進計画の改定に向けても、同様に広く区民や当事者の意見・要望を聞く機会を設けること。	人権政策課	3	区民、事業者、関係団体等、広く意見をいただくために、このたび、パブリックコメントを実施するとともに、関係団体には個別に説明を行いました。また、日頃から、様々な機会を捉えて、関係団体との意見交換や、性的マイノリティーの方のお話等を伺っており、いただいた多様な意見を踏まえて、骨子としてとりまとめております。 来年度に予定している男女平等・共同参画推進計画の改定についても、広く意見・要望を伺いながら進めて参ります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
15	1	団体	メール	<p>区が事業者、区民と協力して条例で目指す社会づくりを推進するためには、区が率先して事業者や区民の見本にできるように施策を実施することが必要だと考える。そのため、条例第4条（区の責務）について、以下を追加してほしい。</p> <p>「区は、事業者及び区民が、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に努められるよう、事業者及び区民に率先して、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を行うものとする。」</p>	人権政策課	3	自治体としての区の責務を定める第4条において、「率先して」という直接的な定めはありませんが、ご意見の趣旨は、現行の規定の前提となる考え方として存在しているものと考えます。また、事業者としての区の取組においても、他の事業者や区民のロールモデルとなるよう、条例の理念に沿って実施して参ります。
16	1	団体	メール	<p>条例の名称について、LGBTの人達の人権への配慮から「性の多様性の尊重」を加えた方がよいとする意見と、男女格差は依然として改善されず、男女平等を達成することが最重要課題であることは変わらないため、条例の名称は現行のままでよいとする意見がそれぞれあった。</p>	人権政策課	6	条例の名称については、広く理解促進を図るためにも、条例の内容を分かりやすく表す必要があり、この度の改正の趣旨を踏まえ、「性の多様性の尊重」を名称に加えて参りたいと考えます。
16	2	団体	メール	<p>基本理念及び基本的施策に「性的指向及び性自認による差別的な取扱いを受けない」を組み込むことは賛成である。</p>	人権政策課	2	性的指向及び性自認による差別的な取扱いを受けない社会を目指し、ご意見の趣旨に沿って取り組みます。
16	3	団体	メール	<p>現行条例のうち、第6条（区民の責務）について、「区民は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりについての理解と認識を深め、<u>区が行う施策に協力するとともに、</u>（以下略）」の下線の部分は違和感があるので削除してほしい。</p>	人権政策課	4	条例で目指す社会づくりを進めるためには、事業者及び区民の協力が必要不可欠であり、今回の条例改正により目指す社会づくりの基本理念に新たな内容が加わることから、より一層区民の皆様にもご協力をいただきたいと考えております。そのため、現行の規定は残したいと考えており、引き続きのご協力をお願いします。
16	4	団体	メール	<p>LGBTへの理解を深めるために、教育機関との連携を強化し、啓発学習の充実を図ってほしい。</p>	人権政策課	3	この度の骨子案では、教育の場において性の多様性を尊重することを加えております。教育機関との連携は、人権施策の推進に当たって重要な視点であり、今後も引き続き連携を図りながら、更なる取組を進めて参ります。

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容（要旨）	担当所管	対応区分	検討結果（対応等）
16	5	団体	メール	憲法24条には「結婚は両性の合意」とあって、同性婚の規定はない。条例改正時に同性婚の議論をしないと憲法改正の口実にされかねない。	人権政策課	6	同性婚については、広く国民的な議論が必要な課題であり、国の動向や、司法の判断等を注視して参ります。
17	1	団体	メール	条例の名称は現在のままでよいのではないか。名称はそのまま理念やその他の内容を充実してほしい。目黒区の男女共同参画に平等を加えたことは、性別にかかわらず、個人がそれぞれに平等であることを表しており、他区の「平等」が含まれない条例とはその点が異なるのではないか。	人権政策課	4	条例の名称については、広く理解促進を図るためにも、条例の内容を分かりやすく表す必要があり、この度の改正の趣旨を踏まえ、「性の多様性の尊重」を名称に加えて参りたいと考えます。
17	2	団体	メール	オンブーズについて、敷居が高くて申し出しにくいと聞く。今回の条例改正を機に性の多様性に関するホットライン電話相談を設置してはどうか。些細な申し出から問題の糸口をたぐることもできるかもしれない。人権問題は閉ざされていることが多く、心のケアが必要である。相談窓口の敷居が高いのではないことに等しく、弱者こそ使わないのではないか。何気なくそこに電話があるような「ちょっと声を出してみよう」と思うようなホットラインがあったらいいと思う。	人権政策課	3	性の多様性に関しては、ご指摘の男女平等・共同参画オンブーズのほか、男女平等・共同参画センターで実施している「こころの悩みなんでも相談」でも受け付けております。今後もこれらの窓口の一層の周知を図るなど、ご意見の趣旨に沿った取組を進めて参ります。